

事業部会活動報告

事業部会長 壱久功

支部ニユース

発行者

231-0026
横浜市中区寿町1-4
神奈川労働プラザ7階

施行責任者
森山 哲

頃からコミュニケーションを図つており、担当官の方か

社から安全指導、安全診断等の依頼も来て います。この中で神奈川県に本社がある会社 2 社から全国の事業

の技術アドバイザーの仕事が増えてきています。令和元年度からは、東京支部からの依頼で東京都内に労働

会員の皆様には、頃から事業部会の活動にご協力をいただき大変ありがとうございます。皆様のご協力により、事業部会としてはこの1年間順調に活動することができ、特別部費がこれまでにない増収を図ることができました。

まず昨年の4月に神奈川労働局の安全・衛生管理特別指導事業場（安特）の説明会に支部長以下支部幹部が出席し、「改善計画の立て方」について講演する時間をおきました。その結果、労働安全衛生コンサルタント会神奈川支部の指導を希望する事業場が7事業場と久しぶりに盛況で、

指導業務を希望する多くの事業部会員の方々に担当していただくことができました。更に、5月中旬になつて2事業場から「自社で改善計画書の作成ができない」等の理由で、追加で指導要請がありました。急遽、担当するコンサルタントを選任し、10日間位しか時間のない中で、改善計画書を労働基準監督署から指示のあつた5月末までに間に合わせ、お客様のご希望に応えることができ、神奈川支部事業部会の底力を見せることができました。

安特については会員の皆様が神奈川労働局及び労働基準監督署に足を運び、日

官の方から神奈川支部を歓迎していただけるよう事業部会のレベルアップを更に図っていきたいと思います。事業部会の活動の大きな柱である公募については、一般公募が26件、指名公募が11件の合計37件ありました。この内訳の中では約1/3に当たる13件が長期契約に結び付く顧問契約等でした。

依頼内容の主なものとしては、安全指導が10件、安全衛生講話が7件、研修会講師が6件、安全診断が5件等となっています。

これまで中小企業から依頼が多かつたのですが、令和元年度は大手企業の6

「診断員による評価基準の安全診断ではお客様からお問い合わせをできるだけ少なくすること及び改善につながるアドバイスをして欲しい」との要望がありました。これに対応するためにメンバー間の連絡を密にして、コミュニケーションを図り担当者による診断の差が少なくなるようにしました。これらのプロジェクトは初年度の活動が評価され、今後も引き続き受託の予定です。

増えてきています。このように安特及び公募での仕事が増えたお陰で、特別部費の収入もこれまでにない額となり、初めて200万円を超えることができました。

支部活動を活発にしていくためには、財政基盤をしつかりすることが大切です。そういう意味では会員の皆さんの仕事が増えて特別部費が増えることは今後、会員皆様の活動に弾みがつくものと考えます。

今後は、新しく入つて来た事業部会会員のみなさんが早く活躍できるよう、サポートしていきたいと思いまます。

んでいる何も無い状態でしたが、記憶を辿りながらやつとの想いで筆を動かすことが出来ました。（痴呆によるボケはまだまだ安心か？）

作稿に際しては色々と他の参加メンバーの方からご協力を頂いて纏めさせて頂きましたが、お忙しい中ご協力を頂いた方々には心より御礼を申し上げたいと思っています。本当にありがとうございました。

昨年の十月三日（木）の心地よい秋風が吹き抜けた秋のもと、神奈川支部安全見学会が開催されました。参加人数は二十三名の支部会員他のメンバーでした。実は本稿の投稿に際し、本年の二月下旬に編集担当の田中先生より依頼を受けた所でしたが、見学会当初は本誌への投稿等を全く考へて居なかつた事から、見学会と云いながら実は秋の遠足気分で参加したものでありました。（本人笑い）よつて、メモや資料および記憶まで頭の中からすつ飛

特別寄稿

現地見学会 散文録 渡辺忠夫

海上災害防止センター
防災訓練所

連絡船——シーフレンード——号」は、遊覧船並みのデッキ上に見学者用の座椅子が設置されている豪華な船で有り、海上は静かで船酔いをする人もなく、「猿島」を左に見ながら横須賀港、東京湾と三十分弱の秋の遠足気分が満喫できる船旅と



「第二海保」付近は、私が三十年ほど前に良く海釣りに来ていた場所で当時はビール瓶ほどのアイナメやカサゴなどが多く釣れていた所で有つたが、（現在はこの数年全く海釣りをしていない）当時からどの程度変化して来たか見てみたい所も研修に参加する第二の目的でもありました。

有りませんでした。殆ど人が移動し上陸をして小生が小型船に乗り移つて、その狭いデッキ上を歩いているときに、歩幅すれすれのデッキのためポシェットのホックが外れて船壁の外の海上に落ちてしましました。このポシェットには、重い小

連絡船「シーフレンド一号」は大型のためか、または「第二海保」の船着き場の海底が浅く直接接岸出来ないためか不明では有るものの、連絡船から小型船に乗り移つてから、その後に上陸するものであります。岸壁に接岸していた小型船に連絡船が接船し、先頭から上陸を開始しましたが、私のアクシデントはこの時に起きたのです。

私は當時、腰ベルトにホック止めの小さな小銭入れのボケットを取り付けていますが、大型の連絡船ではデッキ上も広く何の問題も

その後、富津岬の新日鉄や東京電力等の工場群が見えるとともに、「第二海保」が前方に近づいてきました。「第二海保」は、周囲の岸壁が連壁杭のコンクリート構造で固められており三十年ほど前のテトラボット構造とは一変しておりました。見た目からすると海上の要塞か大型戦艦のような様相を感じました。

感じ取ることが出来ました
「第二海保」の最後には
見学会参加者で集合写真を
撮り、連絡船に乗り込み
「第二海保」を後にしまし
た。

定した実技訓練であり、指揮者の号令一下に対し、コザック隊の兵士が一挙手一投足を合わせて行動するような仕草が圧巻でした。また、ガス爆発による火災や消火訓練は生々しい火炎や爆発音などの大迫力と共に観察することができて、大変貴重な体験となり、音と匂いの凄まじさで危険の矢面に立っていることが肌で

錢を入れていきましたが、（本人笑い）慌ててポシェットが落ちたと叫んだため、近くにいた船員たちが近づいてきました。私は海釣りに際して、海に物を落とすことが時々あり、その際にタモ、タモと叫んでよく人に拾つて貰うことが有ります。その時もタモ、タモと叫んでいました。当然釣り船ではないためタモが有る訳でいました。船員さんたちが数名でロープの引き寄せ等で扱う力ギ棒を持つてきて、半ば海に沈みかけているポシェットを拾い上げてくれました。船員さんたちには感謝＆感謝の雨あられです。この様な場所での即座の危険要因を認知する感性が鈍つて来たのかと再認識をしたところです。後でポシェットの中を見たら、財布の中の一万円札がびしょびしょになっていました。（嬉しく涙です）

支部会員の皆様におかれましては、ご多忙のことと存じますが、是非とも参加して頂きたいと思います。

衛生の情報を身をもつて見聞きするのに適した機会です。

海上クルーズを堪能できたことは幸運で有り、大いにお得感のある忘れられない一日になりました。
計画し実行下さった皆様、ありがとうございました。
**支部見学会への
参加のお願い**



神奈川支部ホームページ（以下「支部HP」）を日頃から閲覧、ご利用いただいているおります多くの皆様、また運営にご協力をいただきております皆様にお礼を申し上げます。

総務委員会の支部HP管理チームにおける約1年半に渡る活動状況を報告し、今後に向けた課題と抱負について報告いたします。

支部HPは、開設時から現在に至るまで、支部会員有志のボランティアによって構築され、支えられてきた情報サイトです。

支部HPでは、コンサルタント業務の理解度向上に大きな効果を上げてきたためとして、会員コンサルタントの皆様に関係性の深い情報を、外部の事業場ユザー様等に向け発信すると共に、支部会員と支部との間の情報流通ツールとしての役割も期待されています。支部HPの掲載内容をご確認

神奈川支部ホームページ管理活動報告

総務委員会支部HP管理チーム 内沼 創一朗

いただき、忌憚のないご意見をいただけますと幸いで

なHP維持管理業務に加えて、支部HPの最重要コンテンツとも言える「業務案内」ページの見直しプロジェクトを、事業部会員有志

（支部会員並びに外部来訪者）に向けた情報サービスにおいて大切なのは、先ず

は信頼できる情報サイトと受け取つていただくことと

を考えます。このためにはクリックしたリンク先が切れ

ている、更新されない過去の情報ばかりが表示される

等をユーザーに感じさせないと、トピックスの情報

などをユーチャーに感じさせる

等をユーチャーに感じさせないとなどを念頭に、HPの維持作業を行つています。

HP管理チームでは、支部HPのコンテンツ維持更新が業者に依頼せず、最低限必要なスキルについてHP管理チームで独自にできるよう、チームの会合の度にテーマを持ち寄つてメンバーで研修してきました。

「業務案内」ページをはじめとして、会員コンサルタントの皆様に関係性の深い情報を、外部の事業場ユザー様等に向け発信すると共に、支部会員と支部との間の情報流通ツールとしての役割も期待されています。支部HPの掲載内容をご確認

アップ化と経費節約の効果になります。

支部HPの今後に向けてですが、コンサルタント業

務をさらに広く活用いただ

ける様、各業種の事業者様

等に、今まで以上に有用な情報を発信して行くと共に、特に支部会員の皆様にとっ

ても価値ある情報ツール、情報源に進化してゆくこと

が懸案課題と考えます。

これらの役割を果たすための支部HPは、情報の「入

れ物」として大きな不足はない」と考えます。何（情報コンテンツ）を入れ、活用

してゆくのかが問題です。

肝心なのは、何にどの様に利用するのか、ニーズとアイデア次第と考えます。

なお、支部HP用の契約サーバー関係業務として、会員IDパスワード発行、支部メールアカウント管理等を並行して行っています。

総務委員会所轄の支部事務局におけるIT系管理支援として、メール関連トラブル対応、PC情報バックアップ体制の見直しを実施しました。

本HP管理チームも役割の幅が広がりつつあり、来年度は若干名の新メンバーを加えパワーアップ出来ればと考えております。

神奈川支部会員の皆様、

支部HPへのご意見・ご感想と、運営へのご協力を今後ともよろしくお願い申しあげます。

支部HP管理チーム参加のお願い

支部会員の皆さん、支部HP管理チームに参加

を高めると共に、HP作成スキルを勉強し、自社

のHP作成を目指します

し、チーム員との交流を深め、情報ネットワーク

化学物質リスクアセスメント支援事業関係の報告

コーディネーター 藤原 政志

令和2年4月1日 発行 7

第40号

支 部 ニ ュ 一 ス

メントは、一定の危険性・有害性が認められた化学物質（2020年4月1日時点では、673物質）を使用する場合、業種・事業場の規模に係わらずその実施が義務付けられ、2016年6月から施行されています（改正労働安全衛生法第57条の3）。

当支部では、2019年度も、厚生労働省委託事業の「化学物質リスクアセスメントの訪問支援」活動を支部会員12名で行いました。具体的な活動としては、リスクアセスメントの見方を教えてほしい。この要求に対応するため訪問しますが、化学物質を使用している現場で改善点を教えてほしい、など相談者の要求に対応する

訪問支援を行います。相談内容は、化学物質に関する初步的な疑問から高度な質問へと広範囲に渡ります。整理すると、次のようにあります。
①SDS（安全データシート）の見方を教えてほしい。
②GHS（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）の絵表示について説明してほしい。
③使用している化学物質の法規制について教えてほしい。
④化学物質のリスクアセスメントの方法を教えてほしい。

代表者に「従業員を現場に送りだすとき、注意や指示事項としてどのようにことを言いますか。」と質問すると、「作業現場の高い場所は地上5mから6mになるので足場を確保して、風向きを確認して作業するよう」と指示していました。この要求に対応するた。

この指示は、高所作業での墜落・転落防止、塗料にこの指針は、高所作業で

について、労働安全衛生法第57条の3では「政令で定める物及び通知対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならない。」と記載されています。

リスクアセスメントで重要なことは、作業に対しても対策を何もとらなかつた場合、発生するおそれの重篤

リスクアセスメントで重篤を想定して可能な範囲で対策することです。

結果を説明したことです。

効果として、活動の必要性を認識させ、具体的活動として5S活動の一環で在庫整理を行いました。効果として、スリム化したことで備品類の見える化が図られ、不安全状態が解消され、作業者の行動も安定するようになり、生産性の向上に繋がりました。

「化学物質リスクアセスメントの訪問支援」は、第13次労働災害防止計画の重点事項の「化学物質等による健康障害防止対策の推進」に基づき、2020年度も事業化されました。今年度の活動は、今まで蓄えたノウハウをフル活用して相談者の要求にピンポイントで対応し、事業活動の役に立てるようにしたいと考えております。

受動喫煙防止対策事業のコーディネーター

矢崎先生に聞きました

昨年度に統いて、今年度

(令和元年)も厚生労働省
委託事業「職場における受

動喫煙防止対策に係る相談
支援業務」を実施し、令和
2年3月に終了いたしました。

神奈川支部が行つた業務
は研修会の開催、社内研修

等への講師派遣及び喫煙室
設置相談等の実地指導です。

が、参加者は約90名で盛

況でした。研修会の内容は、
助成金制度の説明、施設・

設備等の技術的事項、健康
への有害性、対策に取り組

んだ事業場の事例紹介等を
各々専門の講師が担当しま

した。

中小企業向け助成金制度
は利用希望者の参加も多かつ

たようですが、書類申請の
資料が多く、参加者からは

記入資料が多すぎるという
声もありました。

健康への有害性について

は、加熱式タバコの影響や
三次喫煙等比較的最近の知

見に関する質問もあり、
技術的項目は現実的問題と

して喫煙室設置のための具
体策や測定方法も詳しく知
りたい等の要望もありまし

た。

社内研修の講師派遣は管
理監督者や社員向けの教育

が主体であり、内容は健康
増進法や職場における受動

喫煙防止のためのガイドラ
イン等の理解を促し、目的

は望まない受動喫煙を減ら
すためです。

現地での実地指導は既存
の喫煙室について法的な条
件である技術的基準3項目

が満たされていることの確
認等適正な喫煙室運用に關
わる実地指導でした。

厚生労働省の労働安全衛
生調査によると、職場の受

動喫煙防止対策に取り組ん
で東京都は補助事業として
中小飲食店・宿泊施設を対
象に喫煙専用室の設置に係
る経費の補助を行い、更に
あつたものが、2018年
度は88.5%に上昇して
います。

これは、2014年に労
働安全衛生法の一部が改正
されて職場の受動喫煙防止
が事業者の努力義務となり、
連する健康増進法の一部が
改正となり、更に2019
年に「職場における受動喫
煙防止のためのガイドライ
ン」も改正となり、各事業
所の取り組みは着実に進展
しているものと推測されま
す。

また国の施策と連動して
東京都や神奈川県等も受動
喫煙防止対策を展開してお
り、特に健康影響を受けや
すい20歳未満の子供や、
受動喫煙を防ぎにくい立場
である従業員や、その他多
くの人々を受動喫煙から守
るためにルールを定めて各
店舗等を第一種施設、これら

以外の事務所や工場、飲食
店等を第二種施設に分類し
ています。特徴として第一
種移設は敷地内禁煙(一部
屋外喫煙場所の設置可)、
第二種施設は原則屋内禁煙

でいる事業所の割合は、2
012年度は81.8%で
あります。しかし国や
電話や実地による相談支援
や気流測定等の調査も行つ
ております。神奈川支部も数名
が相談支援に参画していま
す。

神奈川県内の活動に関し
ては、令和元年度に横浜市
が入札参加審査に合格し、
神奈川支部として独自に入
札に参加可能となりました。

改正健康増進法は望まな
い受動喫煙の防止を図るた
めに二人以上の者が利用す
るすべての施設に対して管
理権限者(方針の判断、決

定を行う立場にある者)が決

定を行つた。改正健康増進法
は、令和元年度に横浜市

が入札参加審査に合格し、
神奈川支部として独自に入
札に参加可能となりました。

改正健康増進法は望まな
い受動喫煙の防止を図るた
めに二人以上の者が利用す
るすべての施設に対して管
理権限者(方針の判断、決

定を行つた。改正健康増進法
は、令和元年度に横浜市

が入札参加審査に合格し、
神奈川支部として独自に入
札に参加可能となりました。

改正健康増進法は望まな
い受動喫煙の防止を図るた
めに二人以上の者が利用す
るすべての施設に対して管
理権限者(方針の判断、決

定を行つた。改正健康増進法
は、令和元年度に横浜市

が入札参加審査に合格し、
神奈川支部として独自に入
札に参加可能となりました。

改正健康増進法は望まな
い受動喫煙の防止を図るた
めに二人以上の者が利用す
るすべての施設に対して管
理権限者(方針の判断、決

定を行つた。改正健康増進法
は、令和元年度に横浜市

が入札参加審査に合格し、
神奈川支部として独自に入
札に参加可能となりました。

(但し、喫煙専用室設置可)
としています。しかし国や
職場の受動喫煙防止対策は
比較しても男性は29.4
%と高い傾向にあります。

国の喫煙率は主要先進国と
進んでいるとはいえ、我が

でいる事業所の割合は、2
012年度は81.8%で
あります。しかし国や
電話や実地による相談支援
や気流測定等の調査も行つ

(アメリカ2.6%、イギ
リス24.7% (WHO統
計2018年版))。

今後は受動喫煙防止対策
を契機にして喫煙者及び非
喫煙者両面からのたばこに
よる健康影響をより積極的
に考えていくべきと思いま
す。

技術的基準3項目

- ①出入り口において、室外から室内に流入する空気の気流が0.2m/秒以上であること
- ②たばこの煙が室内から室外に流出しないよう壁、天井等によって区画されていること
- ③たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること